

鶴岡市では、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用主都合で離職された方の再就職を支援するため、該当する方を正規雇用した事業主に対して奨励金を交付します。

鶴岡市失業者正規雇用奨励金

【奨励金額】

対象労働者※1人につき最大 **60万円**

1事業者につき **最大200万円**

※令和2年4月16日～令和4年3月31日の間に、新型コロナウイルス感染症の影響による事業主都合で解雇された方で、その後市内事業主に正規雇用された時点で鶴岡市内に住所を有する方
(その後も継続して鶴岡市民であることが必要です)

【交付対象事業主の主な要件】

- ・市内に事業所を有する雇用保険適用事業所である
 - ・令和3年4月1日以降に、対象労働者を正規雇用し、6ヶ月以上継続して雇用している
 - ・市税等を滞納していない
- その他の要件は市HPを確認してください。

奨励金交付までの流れ

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者を正規雇用

正規雇用後30日以内

「鶴岡市失業者正規雇用奨励金交付申請前届出書」※を提出

※鶴岡市失業者正規雇用奨励金の補助対象者を事前に把握するものです。

6ヶ月雇用継続後

「鶴岡市失業者正規雇用奨励金交付申請書兼請求書」を提出

【添付書類】

- (1) 対象労働者の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など離職理由が分かる書類の写し
- (2) 対象労働者ごとの雇用契約書、雇用条件通知書等雇用契約が確認できる書類の写し
- (3) 申告書（別記様式第2号）
- (4) 鶴岡市失業者正規雇用奨励金計算書（別記様式第3号）
- (5) 対象労働者の出勤状況、賃金の支払状況等が分かる書類の写し
- (6) 対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (7) 対象労働者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写し等社会保険加入が確認できる書類の写し
- (8) 事業主の登記事項証明書又は個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類
- (9) 市税納付状況の照会に係る届出（別記様式第4号）又は納税証明書
- (10) 通帳の写し等、奨励金を入金する指定口座の情報が確認できる書類

書類審査後

指定の口座に「鶴岡市失業者正規雇用奨励金」を交付します

【奨励金の計算】

対象労働者の月額賃金×1/2（1,000円未満切捨て、上限10万円）の6ヶ月分合計

※6ヶ月の平均ではなく、1ヵ月ごとに計算します。

※1事業者に交付する上限額は200万円です。